

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原議永年保存					
共	00	00	10	31	5年
宮本教第192号					
令和3年3月11日					
宮城県警察本部長					

宮城県警察職員運転技能検定実施要領の改正について（通達）

宮城県警察職員に対して実施する運転技能検定（以下「検定」という。）については、「宮城県警察職員運転技能検定実施要領の改正について（通達）」（平成23年3月3日付け宮本教第198号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているが、この度、宮城県警察職員運転技能検定実施要領の一部を別添のとおり改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

「警察職員の交通事故に付する点数制度」の導入による実効性のある総合判定級位の効力の取扱い及び運転教育の強化を図るもの

2 改正の要点

(1) 検定の種別に応じて運転できる警察車両の見直し（2-(8)関係）

検定の種別に応じて運転することができる警察車両のうち、「大型自動車技能検定」又は「中型自動車技能検定」で運転することができる警察車両に準中型自動車を加えるとともに、「準中型自動車技能検定」の種別を追加した。

(2) 警察職員の交通事故に付する点数制度の導入（2-(9)関係）

「警察職員の交通事故に付する点数制度」に基づく基準点に達した場合に総合判定の効力の停止又は取消しができるものとした。

(3) 研修時における教育訓練の強化（2-(10)-カ及び3-(2)-ア関係）

運転指定研修及び運転特別研修の位置付けを明確化し技能研修の強化を図ることとした。

(4) 所属における教育訓練の実施（3-(3)関係）

職員が自己に起因する交通事故を発生させた場合で、警察本部が教育訓練を行わないときは、所属が当該職員に対して教育訓練を実施することとした。

(5) 退職者の取扱い（6 関係）

検定を取得していた職員が退職後再び本県警察職員として任用された場合の総合判定の取扱いを明確化した。

(6) 様式及び細部事項

様式及び細部事項は別に定めることとした。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 経過措置

旧通達により大型自動二輪車又は普通自動二輪車の警察車両を運転することができる職員（旧通達の大型自動車技能検定、中型自動車技能検定又は普通自動車技能検定の結果が総合判定B級以上の職員をいう。）については、この通達による自動二輪車技能検定の総合判定B級以上を取得した職員とみなす。ただし、当該職員が自己に起因する自動二輪車による交通事故を発生させた場合には、当該措置の適用から除外する。

別添

宮城県警察職員運転技能検定実施要領

1 趣旨

この要領は、「安全運転管理要綱の一部改正について（通達）」（令和3年3月11日付け宮本教第193号）に基づき、宮城県警察職員（以下「職員」という。）が職務で使用する車両（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。）（以下「警察車両」という。）を運転する場合に必要な運転技能検定（以下「検定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 検定

(1) 検定の実施

検定の事務は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）が総括し、適性検査は交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）が、技能審査は交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が実施するものとする。

(2) 検定の受検

職員は、原則として、現に受けている自動車運転免許（以下「免許」という。）の種類に応じて検定を受けなければならない。ただし、警察車両の運転を行う必要がないと所属長が認めた場合又はその他の理由により検定を受検する必要がないと所属長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 検定の申請

検定の申請は、別に定める運転技能検定申請書により警務部長に行うものとする。

(4) 検定の種別

検定の種別は、大型自動車技能検定、中型自動車技能検定、準中型自動車技能検定、普通自動車技能検定、自動二輪車技能検定及び白バイ技能検定の6種とする。

(5) 検定の科目、検定の方法、判定及び判定基準

検定の科目、検定の方法、判定及び判定基準は、次の表のとおりとする。ただし、白バイ技能検定については、技能審査のみとし、検定の方法については別に定める。

検定の科目	検 定 の 方 法	判定	判定基準
適性検査	ペーパーテスト及び機械検査の2種類とし、ペーパーテストは科学警察研究所編運転適性検査（73C）により、機械検査は運転シミュレーターにより行う。 1から5までの5段階での判定値で判定する。	A	判定値3～5
		B	判定値1又は2

技能審査	運転技能コースにおいて、各検定の種別の自動車に技能審査員が同乗（自動二輪車を除く。）して行う。 得点は100点を上限に判定する。	A	得点が80点以上
		B	得点が70点～79点
		C	得点が70点未満

(6) 総合判定の実施

警務部長は、前記(5)の検定の科目の結果に基づき次の表のとおり、A級からC級までの3段階での級位による総合判定を行うものとする。

総合判定	A級	検定科目の判定が全てAであるもの
	B級	適性検査がAで、技能審査がBであるもの
	C級	適性検査がAで、技能審査がCであるもの 適性検査がBで、技能審査がA、B又はCであるもの

(7) 検定結果の登録及び通知

警務部長は、総合判定の結果について、「職員の身上異動に係る事務処理要領の改正について（通達）」（令和2年3月30日付け宮本務第652号）の規定に基づき、人事管理システムに登録するとともに、前記(3)の規定により申請した所属長に対し、別に定める運転技能検定結果通知書により通知するものとする。

なお、所属長は、検定の結果、車両の運転に関し特に指導を要すると認められる職員に対し、安全運転のための必要な指導を行わなければならない。

(8) 総合判定級位の効力

総合判定B級以上を取得した職員は、次の表左欄の検定の種別に応じ、それぞれ同表右欄の警察車両を運転することができる。ただし、警察車両を緊急自動車として使用する場合は、総合判定A級を取得した職員でなければ運転することができない。

検定の種別	警 察 車 両
大型自動車技能検定	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び原動機付自転車
中型自動車技能検定	中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び原動機付自転車
準中型自動車技能検定	準中型自動車、普通自動車及び原動機付自転車
普通自動車技能検定	普通自動車及び原動機付自転車（普通自動車のAT車限定の場合は、AT車とする。）
自動二輪車技能検定	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転

	車（現に受けている免許の種類に応じ、運転することができる車両に限る。）
白バイ技能検定	交通取締用自動二輪車

(9) 総合判定級位の効力の停止及び取消し

警務部長は、総合判定のB級以上を取得している職員が、次のいずれかに該当する場合には、警察車両の運転に係る総合判定級位の効力の停止又は取消し（以下「級位の効力停止等」という。）をすることができる。

- ア 別に定める警察職員の交通事故に付する点数制度（以下「点数制度」という。）に基づく基準点数に達したとき。
- イ 交通事故、交通法令違反等により、免許の取消し又は停止処分を受けたとき。
- ウ 車両の運転に支障がある心身の障害が生じたとき。

(10) 級位の効力停止等の措置基準

ア 級位の効力停止措置

総合判定級位の効力の停止措置（以下「停止措置」という。）の基準は、次に掲げるものとし、当該停止措置の期間中は、全ての種別の検定級位に及ぶことになり、警察車両は運転できないものとする。

- (ア) 職員が点数制度に基づき、停止措置の基準に達した場合は当該停止措置が満了するまでの期間
- (イ) 職員が免許の効力停止の行政処分を受けた場合は、当該効力停止が満了するまでの期間
- (ウ) 職員に車両の運転に支障がある心身の障害が生じた場合で、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて実施することになる医師からの意見聴取等から停止措置を講じることが妥当と判断されたときは、その後運転に支障がないと認められるまでの期間

イ 級位の効力取消し措置

総合判定級位の効力の取消し措置（以下「取消し措置」という。）の基準は、次に掲げるものとし、検定の再受検資格の欠格期間は無期限とする。この場合の取消し措置は、全ての種別の検定級位に及ぶことになり、警察車両は運転できないものとする。

- (ア) 職員が点数制度に基づき、取消し措置の基準に達した場合
- (イ) 職員が免許の取消しの行政処分を受けた場合

ウ 級位の効力停止等の措置手続

警務部長は、級位の効力停止等の措置を行う場合は、措置を受ける職員の所属長に対し、別に定める運転技能検定効力停止・取消通知書を送付して行うものとし、当該運転技能検定効力停止・取消通知書を受理した所属長は、当該職員に警察車両の運転を行わせないよう必要な措置を講じなければならない。

エ 停止措置の解除

停止措置の期間が満了した場合には、警務部長は所属長からの意見聴取に基

づき、当該職員に力の運転特別研修を受講させるものとする。

この場合において、警務部長は、当該職員が技能審査で前記(5)の判定基準に達し、運転特別研修を修了したときに限り、停止措置を解除し、当該職員に警察車両を運転させることができる。

なお、技能審査に使用する車両は、当該職員の事故経歴等を踏まえて指定し、技能審査の結果、効力の停止前の総合判定と異なる判定がなされた場合には、運転できる警察車両は当該技能審査の結果に基づく総合判定級位による。

オ 検定の再受検資格の欠格措置の解除

(ア) 所属長の申請

所属長は、当該職員が警察車両の運転を行う特別の必要があり、かつ、安全運転の確保、交通事故防止等の観点から警察車両の運転に支障がないと認めるときに限り、本職に対し、別に定める運転技能検定再受検資格の欠格措置解除申請書により、検定の再受検資格の欠格措置の解除を申請することができる。

この場合において、当該申請に理由があり、かつ、特に必要があると認めるときは、当該職員に力の運転特別研修を受講させる。

(イ) 検定の再受検

当該職員が運転特別研修を修了した場合（技能審査で前記の判定基準に達したときに限る。）には、所属長は、警務部長の承認を得て、当該職員に対し検定の再受検を命ずることができる。

なお、再受検に係る検定の科目は、適性検査及び技能審査とする。

カ 運転特別研修

運転特別研修の研修科目、研修内容及び研修担当者は、原則として次の表のとおりとし、教養課長は、運転免許課長及び運転教育課長と調整の上、実施日、受講者等について、その都度当該職員が属する所属の長に別に定める運転指定研修・運転特別研修実施通知書を送付して行うものとする。

研修科目	研修内容	研修担当者
適性研修	運転シミュレーター等に基づく車両運転時の個別指導研修	運転教育課長
技能研修	運転技能コースにおいて、技能審査員の同乗による運転技能研修及び技能審査	教養課長 運転免許課長

3 教育訓練

(1) 安全運転指導体制

ア 安全運転技能指導官の指定及び任務

- (ア) 宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令（平成7年宮城県警察本部訓令第13号。以下「訓令」という。）第2条の規定に基づき、警務部教養課に安全運転技能指導官を置き、訓令第5条に規定する要件のほか、人格識

見に優れ、自動車の安全運転に関する優れた知識、技能及び指導力を有する者の中から指定する。

- (イ) 安全運転技能指導官は、警察車両の安全運転の技能に関する指導全般を総括して当該技能に関する教育訓練を円滑に推進するとともに、イの安全運転技能指導員を指揮するものとする。

イ 安全運転技能指導員の指定及び任務

- (ア) 各所属に安全運転技能指導員を置き、巡査部長以上の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員から、安全運転に関する知識、技能及び指導力を有する者を、所属長の推薦に基づき指定する。

- (イ) 安全運転技能指導員は、所属職員に対する安全運転の技能に関する教育訓練を行うものとする。

- (ウ) 所属長は、安全運転技能指導員が所属職員に対し実施した指導教養について、当該活動状況を別に定める安全運転技能指導員活動報告書により警務部長に報告するものとする。

(2) 警察本部が行う教育訓練

教養課長、運転免許課長及び運転教育課長は、次の研修及び巡回指導を行うものとする。

ア 運転指定研修

- (ア) 運転指定研修は、職員が自己に起因する交通事故を複数回発生させた場合（級位の効力停止等の措置が伴わないときに限る。）に、当該職員に対する教育訓練を必要の都度行うものとする。

- (イ) 運転指定研修の研修科目、研修内容及び研修担当者は、原則として次の表のとおりとし、教養課長は、運転免許課長及び運転教育課長と調整の上、実施日、実施場所、受講者等について、その都度当該職員の所属長に前記2－(10)－カの運転指定研修・運転特別研修実施通知書を送付して行うものとする。

研修科目	研修内容	研修担当者
適性研修	運転シミュレーター等に基づく車両運転時の個別指導研修	運転教育課長
技能研修	安全運転技能指導官による運転技能研修	教養課長

イ 巡回指導

教養課長は、定期的に各所属の職員に対する巡回指導を行うものとする。

ウ 特別巡回指導

教養課長は、特に必要があると認められる所属に対しては、特別巡回指導を行うものとする。

(3) 所属が行う教育訓練

ア 運転指定研修

- (ア) 運転指定研修は、職員が自己に起因する交通事故を発生させた場合で、警察本部が教育訓練を行わないときに、当該職員に対する教育訓練を必要の都度行うものとする。
- (イ) 運転指定研修の研修科目、研修内容及び研修担当者は、原則として次の表のとおりとする。

研修科目	研修内容	研修担当者
技能研修	安全運転技能指導員による運転技能研修	所属長

イ 定期的な指導、教養、訓練等

所属長は、所属職員に対し、車両の運転に関する指導、教養、訓練等の運転技能向上のための効果的な教育訓練を継続的に行うものとする。

ウ 再発防止対策

所属長は、所属職員に起因する交通事故が発生した場合は、速やかに事故内容を分析し、当該職員に対する個別指導を実施するとともに、再発防止に向けて事故分析に基づく所属内における教養を実施するものとする。

エ 安全運転技能指導官の派遣要請

所属長は、所属における効果的な教育訓練をするため安全運転技能指導官の派遣を必要とする場合は、別に定める安全運転技能指導官派遣要請書により警務部長に行うものとする。

4 第二種免許所持者の検定及び総合判定

警務部長は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する第二種免許を有する職員が属する所属の長から、当該職員の運転免許証の写しを添付して、当該免許の種類に応じた検定の申請があった場合には、検定に係る適性検査及び技能審査を省略し、A級の総合判定を行うことができる。

この場合において、A級の総合判定を行ったときは、警務部長は、その旨を所属長に通知するものとする。

5 他都道府県警察の検定を取得した者の取扱い

警務部長は、職員が他都道府県警察で取得した判定又は級位について、それを証明する認定証等の写しの提出等を受けた場合には、前記2-(5)の判定基準に照らして総合判定を行い、当該職員の属する所属の長に通知するものとする。

6 退職者の取扱い

検定を取得していた職員が退職後再採用職員、再任用職員又は会計年度任用職員として任用された場合の総合判定の取扱いは、退職時の総合判定を継続するものとする。

なお、再採用職員又は再任用職員のうち、警察官以外の職員は、総合判定A級の場合であっても警察車両を緊急自動車として使用することはできない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、職員の検定に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。